

審議会等の会議結果報告

1. 会 議 名	第7回松阪市学校規模適正化等に関する検討委員会
2. 開 催 日 時	令和4年5月18日（水）午後1時30分～午後3時40分
3. 開 催 場 所	松阪市教育委員会事務局 教育委員会室
4. 出席者氏名	（委員）◎竹内委員、○伊藤委員、中野委員、中山委員、鈴木委員、伊達委員、中林委員、西村委員、北村委員、竹川委員（◎委員長 ○副委員長） （事務局）中田教育長、刀根事務局長、村田事務局次長、尼子参事兼教育総務課長、大辻参事兼学校支援課長、北畠教育政策担当主幹、南教育政策担当主幹兼教育政策係長、河合教育総務課教育政策係主任
5. 公開及び非公開	公 開
6. 傍 聴 者 数	2人
7. 担 当	松阪市教育委員会事務局教育総務課 TFL 0598-53-4381 FAX 0598-25-0133 e-mail syom.div@city.matsusaka.mie.jp

検討項目

- （1）松阪市がめざす教育と望ましい教育環境
- （2）子どもたちが未来を切り拓く力を育むための望ましい教育環境
学校規模適正化に伴い検討すべき事項
- （3）松阪市における適正規模の考え方
- （4）学校規模適正化の推進方策・松阪市がめざす教育と望ましい教育環境

議事録

別紙

第7回 松阪市学校規模適正化等に関する検討委員会議事録

1. 日 時 令和4年5月18日（水） 午後1時30分～午後3時40分
2. 場 所 松阪市殿町1315番地3 松阪市教育委員会事務局 2階 教育委員会室
3. 出席者 委員：竹内委員、伊藤委員、中野委員、中山委員、鈴木委員、伊達委員、中林委員、西村委員、北村委員、竹川委員
事務局：中田教育長、刀根事務局長、村田事務局次長、尼子参事兼教育総務課長、大辻参事兼学校支援課長、北畠教育政策担当主幹、南教育政策担当主幹兼教育政策係長、河合教育総務課教育政策係主任

4. 内容

1. 教育長あいさつ
2. 前回検討事項の確認
3. 検討項目について
 - (1) 松阪市がめざす教育と望ましい教育環境
 - (2) 子どもたちが未来を切り拓く力を育むための望ましい教育環境
学校規模適正化に伴い検討すべき事項
 - (3) 松阪市における適正規模の考え方
 - (4) 学校規模適正化の推進方策

4. その他

内容は以下のとおり

委員長 本日も前向きな方向に行くように、闊達なご議論をよろしくお願いします。
それでは、事項1、教育長からあいさつをお願いします。

教育長 (あいさつ)

委員長 ありがとうございます。教育長につきましては市議会の臨時会への出席の関係もありますので、可能な限りこちらに出席していただき、ご意見も頂戴したいと思います。
それでは、事項2の「前回検討事項の確認」について、資料1になりますが、事務局から説明をお願いします。

(事務局の説明)

委員長 前回検討事項、資料1について、事務局から説明していただきましたが、ご意見・ご質問はございませんでしょうか。よろしいですか。
それでは、事項3の「検討項目について」に入らせていただきます。

(1) 松阪市がめざす教育と望ましい教育環境ですが、前回の協議の中で、この検討項目でのご発言ではございませんでしたが、資料が漠然としていて分かりづらいとのご意見をいただいておりますので、事務局にて系統立てて整理をしてもらいました。

まず、資料2について事務局から説明をお願いします。

(事務局の説明)

委員長 先ほど説明していただきました、「(1) 松阪市がめざす教育」として、まず、松阪市には「松阪市総合計画」があり、松阪市の教育行政の指針である「松阪市教育大綱」が策定され、「夢を育み 未来を切り拓く 松阪の人づくり」という基本理念と、4つの基本方針が定められています。これらを具体的に進めるために、松阪市教育ビジョンとして29項目の教育施策を掲げて取り組んでいるということです。

続いて、「(2) 子どもたちが未来を切り拓く力を育むための望ましい教育環境」として、松阪市がめざす教育に基づき、松阪市の次代を担う人材を育成していくためには、6項目の教育環境が望ましいと考える、このような構成でございました。

事務局からの説明にもあったように、(2)の記載内容については、次の検討項目、資料3-1として、後ほど、ご協議をいただきたいと思っておりますので、主に前半部分について、ご意見・ご質問はございませんでしょうか。

委員 この(1)でお示しいただいたのは、もう既に決めていただいている部分ですので、これから適正化を議論する時に、立ち返って見直すビジョンというか基本方針として、こういうことが、我々の考えのもとになっていますというのを示していただいたということですよね。もっと詳しく知りたかったら、それぞれのところに立ち返って照らし合わせばいいということで示していただいたんだと思うので、特に、ここを修正してほしいとは言えないと思えますし、大体、そういう流れできているのだなとおわかりいただけると思います。

委員長 実際、各学校には松阪市がめざす教育に取り組んでいただいていると思います。その中で、これから学校がどうあるべきかということも含めて考えていかなければなりません。

他にご意見等は、よろしいでしょうか。

次に、(2) 子どもたちが未来を切り拓く力を育むための望ましい教育環境と、学校規模適正化に伴い検討すべき事項についての議題に移ります。

前回の協議の中で、双方の記載内容に交錯する部分があり、もう少し簡潔に整理して記述すればどうかとのご意見をいただいておりますので、事務局にて整理をしてもらいました。

資料3-1と資料3-2について事務局から説明をお願いします。

(事務局の説明)

委員長 ご質問等ございましたら、よろしく申し上げます。

委員 資料3-2の、2ページの「(1) ③教職員体制の整備等への配慮」は、私が申し上げて追加していただいたと思います。ここに書かれていることは、教職員の整備とか資質向上とかには触れられていますけど、私が特に申し上げたかったのは、それだけじゃなくて、先生方の労働環境への配慮が重要になってくるということです。その辺も、もう少し考えて、書いていただいた方がいいんじゃないかなと思います。

それと、「(2) ③放課後児童クラブの確保」ですが、学校が統合されると、放課後児童クラブの配置も多分変わってくると思います。うちの社員の子どもが行っている放課後児童クラブで新型コロナウイルスの感染者が出て、急にお休みになって、放課後児童クラブが迎えに行けないからすぐに迎えに来てほしいと、小学校から電話がかかってきました。他に対応していただけたところを急遽見つけることができましたけど、そういうことは今後起こり得るべきことだと思います。特に、核家族化がこれからもっと進んでいこうと思うし、シングルマザー、シングルファーザーが増えていく可能性も高いですから、放課後児童クラブの体制の充実も、今以上に考えていかなければなりません。

委員長 事務局、どうでしょうか。

教育長 私どもが抜けていた部分だと思います。学校の先生は、ブラックな職種と言われていますが、実はそれは、先生方の相場観でいくと、子どものためなら、いろんなことに取り組んでしまうということです。自分の生活を顧みず、クラブ活動を一生懸命している先生がいたり、夜遅くまで家庭訪問していたりと、子どものためと思うと、いろいろ取り組んでしまいます。でも、よく考えてみると、子どもに素晴らしい教育を提供するには、教職員にゆとりがないといけないと委員にもおっしゃっていただきました。教職員のゆとり、自己研鑽を含めたそういう部分が、子どもにはきっと返っていく、という観点でもう一度、ここは作り直させていただきます。

放課後児童クラブについては、ぜひ次の委員会で現場を見ていただきたいと思います。今大きな課題で、新型コロナウイルス感染症による大きな課題があります。松阪市は他市に先駆けて、コロナの感染拡大による休校が始まった時から、ひとり親家庭やエッセンシャルワーカーの子どもたちを学校で預かって、そこで給食も提供しました。そうすることによって、働く保護者やエッセンシャルワーカーの方々が子どものことを心配しなくても働ける環境を作っています。ただ、全て学校で預かっていくというわけにはいかないので放課後児童クラブでも実施していただいたんです。ところが放課後児童クラブは、多くが保護者会運営です。保護者会の運営ということは、例えばコロナの感染者が出てしまうと、すぐ止めにしましよとなります。なかなか指導員の確保も難しい中、運営自体が困難になってきていて、市としては、公設公営にして、運営の部分は社会福祉協議会とか、

いわゆる経営力があるところへお任せしたいという形で進めています。委員もおっしゃっていただいたように、今、多くの子が放課後児童クラブへ来ています。放課後児童クラブの中で、一生懸命学校と連携を図りながら学びや遊びを提供したり、そういうふうに変革していこうと考えていますけれど、実際の運営は保護者がしていますので、放課後児童クラブ間ごとに少し差があります。例えば、コロナの感染者が出て、ここだけはやりましょうというようなところもありました。その辺の統一もしながら、きちんと運営できる体制を作っていきたいと思っています。おっしゃっていただいた放課後児童クラブの充実についても、しっかりと記述させていただきたいと思います。

委員長 1 つは教職員の働き方の問題もあると思うんですけど、全国的に教員が足りないという新聞にも出ていました。そういう深刻な状況になっていて、講師の先生もなかなか見つからず、学校現場はそれぞれ苦労されていると思います。

また、放課後児童クラブの運営方法についても、教育委員会も含めて考えないと、と思います。私自身も、放課後児童クラブへ孫を毎日のように迎えに行っていて、見てみると、環境的には非常に密になっているところもあつたりしますし、指導員の方からは、やはり重労働という話も聞いています。教育長から話がありましたように、放課後児童クラブに視察に行って、また参考にしていきたいと思います。

委員 資料1の前の協議概要を見て、キーワード拾ってみると、「3(2) 通学距離、通学時間の基準について」で、「安全というファクターも考慮すべきである」という記述があります。「3(3) 学校規模適正化の方策について」の最後に「効率というキーワードを挙げておきたい」という記述もありますね。この辺がこの全体の文脈の中にどこだというのは事務局にお任せをしたいですが、今後もどこかにこのキーワードは入れていくべきじゃないですかね。

事務局 おっしゃっていただきましたキーワードにつきましては、資料3-2の「(1) ②遠距離通学等への配慮」の冒頭部分、「通学路の安全確保や地域での見守り活動等について、地域と一体となって調整するとともに、スクールバス等の手立てを講じる場合には、児童生徒の運動不足や教育活動の時間の確保等、対象となる児童生徒の心身のケアについて十分な配慮が必要です。」の中に入れてさせていただいております。

委員 我々の普通で言うと、交通安全の安全についてです。ここで言う安全というキーワードは防犯というスタンスの安全だと思うので、この中に入っていると言っているのかなと疑問に思います。通学路にちゃんとガードレールを、という議論ではなく、変な人もいるので気を付けてという話だと思うので、ここに交通安全の記述が入っているのかどうかはご一考願いたいと思います。

それと、効率についてはどこにも記載がないと思いますが、ありますか？

事務局 効率については、「(2) ①学校施設の計画的改修・整備」という部分でございます。学校施設の老朽化という観点、文末の部分で、「施設改修等を計画的かつ効率的に整理する必要があると考えます。」と、記述させていただいております。

委員 物事の効率には、イニシャルコストとランニングコストっていうのがあります。施設の整備はイニシャルコストですけども、それ以上に一番大切なのはランニングコストです。その辺の方が多分金額的に大きいと思います。その辺を当然配慮すべきじゃないですか。

委員 委員がおっしゃった安心安全という部分ですけど、この言葉はこの文章の中から拾い読みして、ここにありますがというものではないと思います。安心安全って、通学や防犯だけじゃなく、学校生活そのもの、全体の安心安全ですから、やはりその言葉は項目タイトルに持ってくるべきだと思います。せめて項目かタイトルの中には、配慮すべき事項として大きく掲げるべきだと思います。

委員長 保護者にとっても安心安全についての意見はどうしても出てくると思いますし、一般市民から見ても効率や費用対効果に関する意見はよく出てくると思います。他にいかがでしょうか。

委員 先ほどおっしゃっていただいた安全安心のところ、資料の 3-1 には、タイトルとして「⑤安全で安心して通学することができる環境」と書いていただいているので、おそらくここを見ると、意図は含まれているんだと振り返れます。ただ、この適正化に伴い検討する事項のタイトルとして抜けていると、その意図や思いが伝わりにくいと思います。この思いの一番大事な根っこの部分を、すごく熟慮していただいていると考えるんですが、資料 3-1 を自分が素人感覚で見た時に、まず大きなタイトルとして「子どもたちが未来を切り拓く力を育むための望ましい教育環境」とあって①や②の項目を見ると、未来を拓く力を育むために必要な環境だと連想できると思うんですけど、「④安全安心で快適に学校生活を送ることができる環境」が、未来を拓く力を育成するためかということ、間違っていないんですけども、これはもう以前から配慮いただいていると思います。

この学校規模適正化って、現状を否定するのではなく、よりよい教育環境の実現のために、ここで一生懸命熟慮した上で、新しい学校配置をしようということなので、先ほどお話にあった防犯面にもっと配慮していきますという姿勢が伝わると思います。防犯については私が子どもの頃より保護者もナーバスに考えて、社会全体としての課題になってくるといことも踏まえていくと、そこまで一生懸命考えた結果がこれなんだと、より伝わってくると思います。「④安全安心で快適に」という項目に関しては、今ももちろん配慮されている項目だと思いますし、「⑤安全で安心して通学することができる環境」は、未来を切り開く力云々としても、まず絶対条件として今一生懸命取り組んでもらっているので、こういうふうに2つ項目を作ってもらって、一番大事なところに立ち返る時に、

教育長がよくおっしゃる不易と流行のように、継続してすることと、よりよく考えていくことを打ち出していくことで、適正配置をしなければいけないんだと、流れに繋がっていくと思いました。1個1個とらえていくとどれも間違いではないというか、私たちの意見も取り入れて、きちんと考えていただいて、すごくありがたい内容だと思います。ただ、自分もどうすればいいって具体的にお示しできなくて申し訳ないんですけども、さっき委員がおっしゃられた意見が、より保護者や地域、子どもたちにとっても腑に落ちる内容になるかなと思ったので、その発信の仕方というか表現方法について考えていく必要があるのかなと思いました。

委員 訂正された資料3-1、3-2と見せてもらって、皆さんがご指摘の部分もあるんですけども、例えば「⑤安全で安心して通学することができる環境」と、いう中で、防犯と交通事故とありますが、自然災害に対するものも出てくると思っています。細かいことを言ったらいっぱい出てきます。自然災害、登下校中の大雨、雷が鳴っている、その時の安全確保をどうするんですか、安心はどうですかと、言わせてもらったらいっぱい出てきます。全部入れるなら入れる、割愛するなら割愛すると、そこら辺の大きい整理をしていかないと、1点1点、点で話をすると、あれ？と気になるところがたくさん出てきます。

委員長 どういうことが起こるかわかりませんから、子どもたちに関わることは安全安心の問題意識を持って、改めて点検するというふうな形で。後手に回ってはいけない部分もあると思うんですけど、その辺のところはどう気が付くかというのは難しいと思えます。

委員 自然災害は避けて通れないと思えます。大雨とか地震とか、子どもが学校へ来ている時や帰り道など、特に最近の気象状況を見ているといつ、どこで災害が起こってもおかしくないというような気はしています。

委員長 事務局には、このところを検討していただきたいと思えます。
他、どうでしょうか。

委員 ちょっと整理をしていただきたいんですが、我々は適正化検討委員会ですよね。教育ビジョンや教育方針を検討している委員会ではないので、我々が盛り込んでいただく中身は、松阪市の小中学校適正化の議論の中の基本的な考え方を示すことですので、何でも盛り込むとなりますと、何を検討したらいいのかと感じました。どこまで検討して盛り込まなければならないのかと、資料を見させてもらって思えます。先ほども言わせていただきましたけど、資料2で「松阪市がめざす教育と望ましい教育環境」をお示しになって、それを実現するためには、資料3-1で「子どもたちが未来を切り拓く力を育むための望ましい教育環境」を、こういうふうに松阪市は考えますと示すわけですよね。望ましい教育環境を基準に、我々は適正化について検討して、資料3-2で検討したことが、適正化に伴い配慮すべき事項として盛り込まれるわけですよね。小中学校の適正化を議

論するのに配慮するための事項は次の項目で、課題として残るのがこの項目ですというのは、我々が整理したらいいと思います。

たくさん盛り込みたいし、気をつけて欲しいことはいっぱいあるのも理解できるんですけど、どこをどう整理するかについては、事務局が整理していただかないと。私たち委員は、どんどん意見を言わせていただきますが、ここへ盛り込むのかどうかについては、整理をしていただいた方が、第三者が見られた時にわかりやすいと思います。あくまでも、我々は適正化の原案を作るための拠り所を作っています。事務局が具体的な作業に入られて、この条件に当てはまる校区はここだから、ここを適正化するためにどうしたらいいのかという原案を作成される時に、この間、検討委員会で決めてもらった考え方に、事務局の原案が適合しているかどうかを照らし合わせながら作業を進めるための根拠を我々に作ってほしいとおっしゃっているので、そこは温度差がないように整理していただいて、考え方を決めていただいた方が混乱しないと思います。

前に、資料3-2「(2)⑤特別支援教育の充実」に違和感を覚えるという話をさせてもらったと思うんですけど、これも先ほどの「(1)①児童生徒の環境変化への配慮」のお話の中で、校区が変わることから、子どもたちも不安に感じるがあるので十分配慮しますと書いているのと、同じことだと思います。特別支援教育だけ取り立てて書いていただいていますけど、特に気になるから、そういう意見が出るわけで、本来ここに書いていただいている、学校アシスタントやメディカルサポートアシスタント、また、居住区の副次的な籍を作るということは、この委員会で議論することとは違いますよね。これらは、もう既にしていただいていることです。だから、そこまで我々が立ち入る必要はあるんでしょうか。当然、特別支援教育の児童生徒は、環境が変わると、他の方以上に不安になるし、戸惑いもあるでしょう。しかし、対応しなければならないという点や配慮しなければならないという点は、「(1)①児童生徒の環境変化への配慮」と同じだと思います。第三者が見た時に、深く書いてあるところがあれば、さらっと流しているところがあるなと感じるかもしれませんので、ちょっとその辺整理をしていただいた方がいいと思います。

委員 資料3-2に追加項目として「(2)④幼稚園、保育園、認定こども園及び小中学校間の連携」と入れていただきました。各校区にバランスよく幼稚園と保育園があることで、子どもたちがここに書かれているような力をしっかり育てて、そして小学校へ送り出せるということが理想かなと感じました。

幼稚園の園児数が随分減ってしまっていて、統廃合の方も始まってくるのかなと思います。最後の行に「認定こども園の整備」とありますが、認定こども園だけではないので「認定こども園などの整備」としていただきたいです。保幼小中の連携と、ここに位置付けて書いていただくと私達も大変モチベーションが上がると感じました。

委員 教育ビジョンで大元になる松阪市の教育の考え方について随分議論されて、そして教育ビジョンの中でそれぞれの項目の教育をどうするかは、もう学校で実際に動いています。今後子どもの数がどんどん減っていく時に、松阪市が目指す教育を踏まえたビジョ

ンを実現していくために、教育環境としていいのかっていう議論が、最終的には学校をどうしようっていう話になると思います。その時に共通認識を持って話ができるような、最終まとめじゃないと大変だろうなと思っています。ふと思ったんですが、未来を切り拓く力って書いてあるけど、具体的にどんな力なのでしょうか。共通認識を持っていないのにその話は多分、できないんじゃないのかなと感じます。学校の方で教育委員会から言われている未来を切り拓く力は、主体的に判断できる力、多様な人々と協働できる力、新たな価値を創造できる力です。そういう力を育む学校教育は、学習指導要領の大元になっている考え方なんですけど、例えば子どもの数など、それが実現しにくい課題が出てきた時にどうするかについて、整理されていく必要があると思います。

また、さっきから出ている、通学区域の安全安心というのは、中身というよりも一般的な話になってきます。児童生徒数が少なくなって統廃合すると、登校する距離が長くなるので新たな課題も出てくるでしょう。結局、表現方法をどう整理していくのかということになってきているのかなと思います。

委員 資料3-2「(2) ⑤特別支援教育の充実」に書いてもらっている部分は、今行っていることと必要なことを書いてもらっている感じで、どっちかという教育ビジョンに関連する中身だと思います。今更この場でこの文言がいいのかなどを議論するものではないと感じます。これは当然必要ですよっていう話で終わっていく感じだと思いました。

委員長 他、どうでしょうか。よろしいでしょうか。
事務局、またいろいろと出てきて整理も大変だと思いますが、よろしくお願いします。

委員 大綱をここで議論してもらって、運用マニュアルを別途作ってもらう方がすっきりすると思います。どうでしょうか。何もかもに、これが抜けとるじゃないかって言ったら、事務局はたまったもんじゃないと思います。

委員 ただ、思いはいろいろ出させていただいて、それは聞いて欲しいんです。だけど、この最終答申として、文言として盛り込むかどうかとは、また別だと思います。

委員 はい、別だという気がします。

委員長 いろんな分野の方に委員になっていただいていますので、思いをいろいろ出してもらって、また、地域の意見も聞いていただいて、この場で出していただくこともあると思います。

委員 スクールバスについても、手立てを講じるようになっていきますけれど、細かく言い出すと、最終的に校区が変わった児童を対象にスクールバスを導入するとか、表現はいろいろ出てくると思います。大元が決まらないので、この表現がいいのかどうかっていう議論に

なってくるわけです。基本的に私はスクールバスを導入する時は、統合に伴って校区が変わる児童を対象にすればいいと考えています。そうでないと、私のところもついでに迎えに来てほしいという話が絶対出てくると思います。そういうことを考えると、このまとめ方について、もう一度修正していただいた方が議論もしやすいと思います。

委員長 ありがとうございます。課題をいろいろ出していただきました。

 次の議題に移りたいと思いますが、よろしいでしょうか。次は、(3) 松阪市における適正規模の考え方についての議題になります。

 第5回、第6回の検討委員会において、「最低限確保したい学校規模」と「通学距離・通学時間の基準」を確認していただきましたが、その内容について、事務局にて文案を肉付けした上で、整理していただきましたので、資料4について事務局から説明をお願いします。

(事務局の説明)

委員長 資料4について、事務局から説明していただきました。

 記載内容につきまして、ご意見・ご質問はございませんか。

委員 1学級20人程度とありますけれど、1学級の人数に対して国の基準はないのですか。

事務局 現在の国の基準では1クラス40人となっています。経過措置がございまして、40人から段階的に低学年から35人学級に変わってきています。国の基準をそのまま松阪市に適用しますと、1クラス40人未満の単学級しかない学校が全て適正化の対象となるとすごい数になります。

委員 松阪市立の学校であれば、小学校も中学校も市が学校規模を決定できるのですか。

事務局 絶対にできないというわけではございませんが、国、県の40人または35人という基準がそのまま教員の数とかそういう部分にも当てはめられるため、しません。

委員 昨年の県議会で、どこかのPTAか教職員組合で、1学級25人にしてほしいと請願書が出されていましたが、却下されました。ですので、念のため、市で決められるのかを確認したかったんです。

事務局 決めることができれば、その方がきめ細やかな教育が実現できるとか、そういった趣旨であろうと推測されるんですけども、基本的には40人または35人になってきているのが現状で、それに基づいて教職員等の人数も決まってまいります。20人とお決めいただいたものは、適正化の対象となるかならないかという数字ですので、20人を超えた

から2クラスにするなどの人数設定の基準ではございません。

委員長 20人を下回ると、今度はコストの問題も出てくると思いますし、様々な問題が付随すると思いますが、いかがでしょうか。

委員 先ほど説明していただいた資料4の「3 松阪市として最低限確保したい学校規模数」の「松阪市として最低限確保したい学校規模」のところで、現に複式学級を有する学校は松阪市にも何校かありますので、その学校は早急な対策を講じる必要があると書いていただいています。自分もその経験はないので、例えばその学校にいたとして、先ほどの資料3-2の「(1) ①児童生徒の環境変化への配慮」で、子どもたちを第1に考えると、やっぱり学校間の交流は丁寧にしていく必要があると思います。また、統合の経験がない先生たちが、ほとんどだと思しますので、その先生たちの研修の部分とか、統合するまでに必要な部分を丁寧にしてもらう必要があると思います。準備というか、段階を踏んでしていただきたいという思いがあります。

委員 全国的に少子化になっているので、北海道なんかはどうするのか。三重県の比じゃない中で、学校の適正規模はどうしていくのかなと、ちょっと勉強しないといけないと感じています。交通手段を講じるとなってもおそらく通学距離も相当あるだろうし、子ども1人になっても学校を残すということにもならないでしょう。協議内容には関係ありませんけど、そんなことを思いました。

委員 地域も忘れましたが、どこかの県で、通学距離が、6キロに決まったらしいんですけど、PTAや親からすごく反発が出てきたと聞きました。

事務局 富山市ではなかったですか。

委員 そうです、富山市です。すごかったって感じですね、ドキッとしながら見ていました。子どもは往復歩けるのか、というようなことを言っていましたよね。

委員長 県によっては、トップダウン的にいきなり方針が出てくるところもありますね。

委員 松阪市はこういう場を持っていただけなので、ありがたいですね。

委員 ちょっと確認したいんですけども、資料4の「1 適正規模の条件」と「2 国が定める学校規模の標準」は国の基準、条件ですか。

事務局 「1 適正規模の条件」は、今まで委員会で委員さん方から頂戴したご意見や、第3回の委員会の時に資料としてお渡しさせていただいた、国が適正化について定めた手引き

の記述も参考にしながら、私ども事務局の方で、この 6 項目にまとめさせていただいたものでございます。

委員 なぜ確認させてもらったかという点、最初に国の基準を示し、それに対して、この委員会で検討してもらったものがこうなりますと説明した方がわかりやすいと思うからです。

事務局 文科省が、公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引を作っています。この手引にはある程度の方が大体網羅されております。ただ、これは首都圏の学校も、北海道の学校も、離島の学校も全てこの手引を参考にして、各自治体で作ってくださいというものになります。ですから、今、委員さん方にご協議をいただいて、作っていただいておりますものは、松阪市の基本方針となるものですので、ある程度、国の手引も参考にしながらではありますけれども、松阪市としての適正規模の条件が必要です。国はこうですと言ってしまうと、それ以外に何も言えなくなってしまうので、国を参考にしながら、松阪として適正規模の条件はこういうものだと考えます、という記述にさせていただいています。

委員 「1 適正規模の条件」は、我々が考えたものが条件だということですね。あくまでも「2 国が定める学校規模の標準」だけが国の示した条件ってということですね。

事務局 はい、そのとおりです。

委員 書類の作り方として、参考として書いたのなら、この「2 国が定める学校規模の標準」を一番最後に書いて、これは国のこういう資料から参照しましたって、一筆書いたら、資料としてもっと見やすく、理解しやすくなると思います。

委員 最初か、最後に書いていただきたいですね。

事務局 「2 国が定める学校規模の標準」も、国の手引の記述をそのまま引用したわけではなく、長い文章をコンパクトにまとめるとこういう意味合いですという記述の仕方をしていきます。

委員長 ここに 2 として挙げてあると、どうしても他のものと一緒に扱ってしまうことがありますので、どうでしょうか。

事務局 3 を読んでいくと、『「国が定める学校規模の標準」にかかわらず』っていう表現をしていますので、「2 国が定める学校規模の標準」がまず必要であると思ひまして 2 を作らせていただきました。

委員 3の最後のところに、国が定める学校基準標準、これを括弧か何かの中に書いて、注意書きをすればいいんじゃないですかね。

事務局 はい、ありがとうございます。そのような形で整理させていただければと思います。

委員長 検討項目(4)学校規模適正化の推進方策のところでも、またそういうところが出てくると思います。それでは進めさせていただいて、また意見がありましたら、出していただくということよろしいですか。

委員 規模も差し当たって、これにしましょう。表現はきちんと、わかりやすい表現にしてもらったらいいです。

委員 今まで議論してきたことを、資料4にまとめましたということでしょう。この表現でいいかどうか見てくださってということですので、決まったことはもう動かないんですよ。私が一番心配するのは、マスコミや関心の高い市民の方は、この資料4と資料5をしっかりと読まれると思いますので、ここはどういう意味ですかと聞かれた時に、今まで議論してきた資料2や資料3のところで、事務局が説明していけばいいんだと思います。今まで1年以上、松阪の望ましい教育の姿は、我々がこう考えてこの基準を決めましたと、説明できるように議論してきました。最終的に示される適正規模の考え方が、我々委員の責任で出す答申だと思います。そこが、いつの間にか20人と決まって、規模も全部決まっているという印象になってしまったので、ちょっと混乱してしまったんですけど、確かに、実際に数字を見させていただいて、20人という議論をしてここに至りました。最終的にこの適正規模の考え方を示すにあたって、先ほど意見が出ていた国の基準は関係ないと思うので、参考資料として後ろへ星印でもつけて説明していただけたらいいので、松阪市はこういう方針でいきますって、すっきりまとめていただけたらいいと思います。この適正化の考え方をもとに、推進方策を打っていきますというのを、まとめたらもう私たちの仕事は終わりかなと思います。

委員長 いろいろ出ましたが、具体的な数値が出てくると、どうしてもそちらの方に興味関心が移っていくと思います。一度整理していただくようお願いしたいと思います。

それでは次に、検討項目(4)学校規模適正化の推進方策についての議題に移りたいと思います。

これまでのご議論を踏まえて、学校規模適正化の対象範囲、方策、検討時期について、事務局にて文案を肉付けした上で、整理していただきましたので、資料5について事務局から説明をお願いします。

(事務局の説明)

委員長 資料5について、事務局から説明していただきました。記載内容につきまして、ご意見・ご質問はございませんか。

委員 いくつか質問事項があります。1つ、資料5「1①小学校」の文章中に、「当該年度から6年後」とありますが、何をもって6年を目安にされたんですか。子どもたちの環境にとってをメインに考えたのか、いろいろ考えられるので、地域の方も保護者の方も疑問に感じると思います。

あと、小学校区は適正化を始めるけれど、中学校は様子を見てから行うとなった時に、資料5の「2(3)その他の方策」の「①小中一貫教育」で、具体的な方策を示してもらっていますが、自分の中のイメージだと小中一貫ということは、小学校も中学校も一緒になって適正化を進めていかないと、そこに当てはまらないのかなと考えました。よく保護者の方から、小中一貫っていいね、そうならないのかなという意見をたくさんもらいます。この機会に小中一貫に全部ならないのかって聞かれた時の答えとして、例えば大江中学校は小中一貫校ではないけど、小中一貫校に近い取組をされていて、そこも評価されているっていうお話も聞かせてもらっています。15歳の春に向けて、一緒に取り組んでいこうということで、それは方策の一例なのかと考えると、南小学校は複式学級を有しているから大江中学校と「2(3)その他の方策」で進められるのじゃないかと、連想される方は多分たくさんいらっしゃると思います。

情報も行き交っている中で地域の方や保護者の方にしても、「2(1)通学区域の見直し」とありますが、何が最初に優先されて、「2(3)その他の方策」で小中一貫についてまた違う手立てを講じるのかがわかりません。「(3)③特色あるカリキュラムの編成」も、その制度を導入したら、どうなっていくのかという具体的な部分がわかりにくいところもあります。今までの議論から具体的な話に一步進んでいる気はしますし、適正化はこういう理論をもってこうしたっていうことは今まで積み重ねてきたのですが、この6年の根拠や、「2(3)その他の方策」の根拠や意見としてあったということを羅列することではなく、具体性に則していないといけないと思うので、そこからがまた難しいと感じます。6年後の受益者は、今の子どもたちやその保護者ではなく、6年後の子どもたちと保護者になってきますし、当然お子さんもそこのお子さんになってくるので、その辺りもお示しいただき、議論を進めていけたらなと思いましたので、そののとこだけ教えてもらえたらありがたいです。

事務局 その6年後の話ですけれども、以前に、現在と10年後の資料をお出ししたことがあります。あの時も、区切りがいいので10年にしたんですが、実際、6年後よりも前だと子どもたちは生まれてないんです。統計上は、1年生の数字がずっと並んでいきますが、10年後の数字は、はっきりわかりません。現時点でわかる数字、今、この校区に何歳の子が何人いますとわかるのが6年後なんです。それ以上先はもう推計でしかないということで6年とさせていただきます。

「2 (1) 通学区域の見直し」、「2 (2) 隣接校との統合」、「2 (3) その他の方策」、このあたりは非常に難しいんですが、いろんな地域の事情がありますので、我々としては当然、統廃合ありきじゃなく、通学区域の見直しか、隣接校の統合が基本としています。その他の方策については、小中一貫教育にもいろんなパターンがあります。前回の資料でもお示しさせていただきましたけれども、1つの中学校区内の1つの小学校、先ほどの大江中校区ですと南小学校 1 校ですので、比較的連携がとりやすいです。そういった校区もあれば、1つの中学校区に、小学校が何校もあるような地域ですと、小中学校の連携は当然していらっしゃると思いますが、一般的には小中一貫教育という形はとらずに、例えばその小学校が統合されて、1校とか2校になれば、中学校との連携ももっとしやすくなるなどの、考え方は当然あるかもしれません。中学校も一緒になって小中一貫教育を検討するのであれば、適正化というよりは小中一貫教育の議論、別の議論のような形にはなってくると考えています。

委員 資料5の1ページ目に、「当該年度から6年後」とあるんですが当該年度とはいつですか。

事務局 何もなければ近々答申していただければと思いますので、当該年度とは令和4年度です。ただ、令和4年度と記述してしまいますと、もう何か決まっているのかという話になりますので、そのような意図で、当該年度と表記させていただきました。

委員 資料5の最後のページの、「3 (1) 短期的な取組」、「3 (2) 中長期的な取組」に分けてあるんですけど、結局書いていることは2つとも6年後なんですよね。なぜ同じ6年後のことを書いているのに、短期的な取組と中長期的な取組に分けているのですか。

事務局 まず、短期的な取組として、複式学級になっている学校、もしくは6年後には複式学級になっているであろう学校を早急に検討しなくてはいけないのではないかと考えました。中長期的な取組としては、1学年当たり20人という基準は下回っているけれども、複式学級までにはなっていない学校や、6年後に20人は下回っているけれども、複式学級までにはなっていないことが見込まれる学校を考えています。まずは複式学級を有する学校から、早急な検討に入りましょうという意味合いです。

委員 意味は理解できましたが、おっしゃったことを、もうちょっと人が読んですぐに分かるような文章表現にした方がいいと思います。

もう一つ、資料5の1ページ目、下から4行目について、公文書なので、「現状のまま推移を見守ることが望ましいと考えます。」という表現は、「今後の推移を注視することが重要である」とか「望ましい」とかの表現の方がいいんじゃないですか。

事務局 承知いたしました。ありがとうございます。

委員 大規模校についての議論はしていないと思います。私は逆に、その大規模校に関する記述がいきなり出てきたなと思ったので、書くべきかどうかも含めて検討していただいた方がいいと思います。私の認識としては、複式学級の話がよくでてきたし、小規模校がたくさんあるので、どうしても統廃合を考えて議論していましたが、確かに大規模校も以前の資料にありました。3校なんて言われたら、どこですかという話になるし、どうせ人口は減っていくのだから、大規模校は放っておきますと読めてしまいます。今、大規模校だけけど、これ以上大きくならないと思うので、しばらく様子を見ますということでしょう。だったら書かなくてもいいんじゃないかと思います。

事務局 確かに大規模校につきましては、これまで触れておりません。この記述は、事務局で肉付けをさせていただいた部分で、ご確認をいただきたかったポイントであります。

また、中学校のことですが、小学校の適正化をまず検討して、中学校はそのまま推移を注視していきますという表現も中学校で初めて出てきますので、こちらもご確認をいただきたい点でございました。

そして、「2(3)③特色あるカリキュラムの編成」につきましても、それに近いようなお話は、今までいただいておりますが、特色あるカリキュラムの編成というワードにつきましては、初めて出させていただきました。

委員 資料5「1①小学校」の5段落目、「3校が大規模校となっております」という表現ではなくて、「大規模校においては」の方がいいと思います。それに伴って、次の段落も「当該」という表現もいらないと思います。

委員長 中学校のことも出てきましたし、具体的な6年という数字が出てきました。また特色あるカリキュラムということで、まだぴんとこないところもあると思いますが、これはそれぞれの学校でその取組を考えていくということですね。

他に、どうでしょうか。

委員 小学校、中学校と分けてあるがために、1つ2つの校区については、具体的に頭に浮かぶものですから、さっき話に出ていた南小が、近隣の小学校と統合されることが先で、そのあと中学校を考えますってなったら、大江中学校区での小中一貫校とか、もう1つ隣接する多気町との組合立の案は、ここで消えたんだと理解していいんでしょうか。

それと「2 学校規模適正化の方策」のところで、(1)(2)(3)と分けて書かれて、「(3)その他の方策」の後にも①②③と書かれているので、1つずつ途切れて見えます。小中一貫教育をするには特色あるカリキュラムが絶対入ってきますし、小規模特認校だって小中一貫教育が絡む可能性もあるので、こう分けて書いてしまうと、うちの校区の統合は、これに当てはまるのか、あれに当てはめるのかという議論になってしまうので、この表現はもう少し考えていただいた方がいいと思います。当然、こういう要素を鑑みながら案

を考えますと言いたいんだとはわかります。それと、まず通学区域で見直して、次に、隣接校で見直しをするのではないと思うんですね。順番にこう書いてあると、こっちで考えてだめだったらあっちで考えますという意味にとれてしまう可能性があるのでは、そこは表現方法を考えていただきたいです。

委員 今度、我々が示す最終的な答申はどのようなものなんですか。答申のアジェンダで構わないので、1度このようなものを作るんですよと、このような内容ですよというものを示してください。具体的にどういったところまでするのか、時間軸も、当該年度じゃなくて、令和4年度がこれだけ、5年度がこれだけというところまで、この答申に盛り込むのか。それとも、こういうことは盛り込まずに、事務局で考えるのか。その辺の最終的なイメージを教えていただけませんか。

事務局 この学校を統合しますとか、この学校とこの学校の通学区域を見直しますとか、そういった具体的な部分につきましては、今回答申をいただいた次のステップで行いますので、中身につきましては、具体的な部分に触れていただきません。次回、そのアジェンダになるかもしれませんが、全体像をお示しできたらと思います。よろしくお願いいたします。

委員長 時間の関係もございますので、この辺で議論を切りたいと思います。
次に、事項（4）その他についてであります。委員の皆さまから何かありますか。
今、委員長をさせていただいていますが、委員として地域の人のいろんな声を聞く機会があります。地域から学校がなくなるのは寂しいという声があります。そういう意見もわかりますけれども、子どもたちの先々の状況を考えた時に、学習環境などいろんな学びの場が保障されているかどうか、これから先も保障されるかどうかという思いもありますし、現在と未来の子どもたちを犠牲にしてはいけないと思っています。7回も議論を進めてきましたけど、今後、最終的な答申まで、そういったことも含めてよりよいものにしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

事務局から何かありますか。

事務局 次回、第8回の検討委員会の開催日程でございますが、6月9日、午後1時30分から、教育委員会室で開催させていただく予定でございますので、ご出席いただきますようよろしくお願いいたします。

委員長 今回は、6月9日、午後1時30分から、教育委員会室で開催ということでございますので、よろしくお願いいたします。
本日、予定しておりました協議事項は以上となります。
ありがとうございました。

事務局 次回、資料を修正させていただきまして、早めに送らせていただけるよう努力いたしますので、ご理解くださいませ。

 これをもちまして、第 7 回松阪市学校規模適正化等に関する検討委員会を終了いたします。ありがとうございました。